

○大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則

平成24年12月27日規則第70号

大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めることに係る当該特定非営利活動法人の申出の資格、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (2) 条例指定 法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を条例で定めることをいう。
- (3) 指定特定非営利活動法人 条例指定を受けた特定非営利活動法人をいう。

(申出をすることができる特定非営利活動法人)

第3条 法第314条の7第12項に規定する申出（以下単に「申出」という。）をすることができる特定非営利活動法人は、法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号。以下「県条例」という。）第3条第1項に規定する申出書を神奈川県知事に提出している特定非営利活動法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大和市内に事務所又は事業所を有するもの
- (2) その他市長が特に市民の福祉の増進に寄与すると認めるもの

(条例指定の申出)

第4条 申出は、指定特定非営利活動法人指定申出書を別に定める期間内に市長に提出してしなければならない。

2 前項の申出書には、当該特定非営利活動法人が県条例第3条第1項及び第2項の規定により神奈川県知事に提出した申出書及び書類の写しを添付しなければならない。

(条例指定のために必要な手続)

第5条 市長は、前条の規定による申出をした特定非営利活動法人の条例指定をすることの適格性について、住民からの支持度合、地域課題解決への貢献度、事業の継続性等を総合的に判断し、適当と認めるときは、条例指定のために必要な手続を行わなければならない。

(条例指定の通知等)

第6条 市長は、条例指定がされたときはその旨を、前条の規定による条例指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき又は条例指定されなかったときはその旨及びその理由を、申出をした特定非営利活動法人に対し、速やかに書面により通知しなければならない。

2 市長は、条例指定がされたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人が第4条第1項の申出書に記載した事項等について周知しなければならない。

(条例指定の更新の申出)

第7条 条例指定があった日の属する月の翌月の初日（既に条例指定の更新を受けているものが再度更新を受けようとする場合は、前回の更新の条例指定の効力が生じた日）から起算して5年を経過する日以後引き続き条例指定を受けようとする指定特定非営利活動法人は、当該日の9月前から5月前までの間に指定特定非営利活動法人指定更新申出書を市長に提出することにより、条例指定の更新を申し出なければならない。

2 第4条第2項、第5条及び前条の規定は、前項の規定による条例指定の更新の申出について準用する。

(条例指定事項の変更)

第8条 指定特定非営利活動法人は、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、役員の名簿、定款、事業内容又は特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う地域を変更したときは、速やかに指定特定非営利活動法人変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、当該指定特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地に係るものであるときは、条例指定に係る事項の変更について、必要な手続を行わなければならない。

(報告書の提出)

第9条 指定特定非営利活動法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書並びに法人及び事業の概要報告書により市長に報告しなければな

らない。

2 前項の規定による報告を行うときは、次に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

- (1) 県条例第3条第2項第3号の直近の事業報告書等
- (2) 県条例第12条第2項各号に掲げる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 指定特定非営利活動法人が、県条例第12条第4項に規定する神奈川県認定法人であるときは、特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により神奈川県知事に提出した書類の写しをもって、前項第1号及び第2号に掲げる書類の写しに代えることができる。

4 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書により市長に報告しなければならない。

(条例指定特定非営利活動法人の合併)

第10条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、県条例第16条第1項に規定する届出をした後、速やかに指定特定非営利活動法人合併申請届出書により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項、第5条及び第6条の規定は、前項の規定による指定特定非営利活動法人の合併の届出について準用する。

(条例指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第11条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、条例指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- (1) 県条例第2条に規定する指定が取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により条例指定又は条例指定の更新を受けたとき。
- (3) 第7条第1項に規定する期間内に、条例指定の更新の申出をしなかったとき。
- (4) 指定特定非営利活動法人から指定特定非営利活動法人取消申出書により条例指定の取消しの申出があったとき。
- (5) 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。

2 市長は、条例指定が取り消されたときは、条例指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに書面により通知しなければならない。

3 市長は、条例指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。

(様式)

第12条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定特定非営利活動法人指定申出書	第4条
第2号様式	指定特定非営利活動法人指定更新申出書	第7条
第3号様式	指定特定非営利活動法人変更届出書	第8条
第4号様式	指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書	第9条
第5号様式	法人及び事業の概要報告書	第9条
第6号様式	指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書	第9条
第7号様式	指定特定非営利活動法人合併申請届出書	第10条
第8号様式	指定特定非営利活動法人取消申出書	第11条